

教職員のための 障がい学生サポートハンドブック

大阪教育大学
障がい学生修学支援ルーム

目 次

1	はじめに	1
2	視覚障がい	2
3	聴覚障がい	4
4	肢体不自由	6
5	病弱・虚弱	8
6	発達障がい	10
	自閉スペクトラム症（ASD）	11
	注意欠如多動症（ADHD）	12
	限局性学習症（SLD）	13
7	精神障がい	14

資料

「国立大学法人大阪教育大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」

1. はじめに

(1) 障がいのある学生への合理的配慮について

2016 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」により、行政機関等（国立大学法人を含む）は、障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられています。

本学では、「国立大学法人大阪教育大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する基本的な考え方をまとめています。「合理的配慮」とは「必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とし、「過重な負担」とは、「単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断されるのではなく、個々の事案ごとに、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するもの」とされています。合理的配慮や過重な負担について、どのように考えるべきか判断が難しい場合には、障がい学生修学支援ルームにご相談ください。

(2) 障がい学生の理解について

障がいのある学生は、障がいの種類やその程度により個人差が大きく、一人一人に様々なニーズがあります。このため、各授業でどのような配慮が必要となるかについては、一度授業を受講した上で、コーディネーターとの面談等の中で明らかになることもあります。必要な配慮が、当初の配慮依頼文の内容と変更が生じる可能性があることを十分にご理解ください。

(3) 障がいのある学生の受講に関する情報提供について

障がいのある学生に対する修学支援は、障がいのある学生本人からの申し出に基づき実施されるため、すべての障がいのある学生の受講情報をお伝えできるわけではありません。また、履修登録時期の都合上、授業開始前までに、障がいのある学生の受講情報をお伝えすることができない場合があります。事前の連絡なしに、障がいのある学生が授業を受講する場合も、可能な範囲での配慮をお願いします。

2. 視覚障がい

(1) 概要

「視覚障がい」とは、視力や色覚、視野等の視機能に障がいがあり、見えにくい、あるいは見えない状態です。視覚障がいのある人は眼鏡やコンタクトレンズを着用して矯正しても、十分な視力が得られません。

視覚障がいは視力の程度によって、「盲」（見えない、またはほとんど見えない）と「弱視」（見えにくい）に分けられます。

(2) 修学における困難さの例

人は日常に必要な情報の80%以上の情報を視覚から得ていると言われています。そのため視覚障がいは「情報障がい」とも呼ばれます。生活に必要な情報を得たり、単独で自由に行動したりすることにはかなりの制限が生じて、日常生活、移動、コミュニケーション、修学、就労など様々な社会生活に困難を抱えてしまう場合も多くあります。

＊地図、案内図、看板、掲示板等から情報を得ることが難しい。

＊試験問題、教科書、配付資料、板書、スライド、映像等から情報を得ることが難しい。

＊通路の障害物、自転車、通行人等の状況からの危険察知が難しい。

＊講義室内の空席、場の雰囲気、他の学生の様子などの状況把握が難しい。

＊相手の表情、うなずき、指差し、指示語などの非言語的コミュニケーションが難しい。

＊メール、インターネット、装飾文字（絵文字、顔文字）等の文字ベースの交流が難しい。

(3) 合理的配慮の例

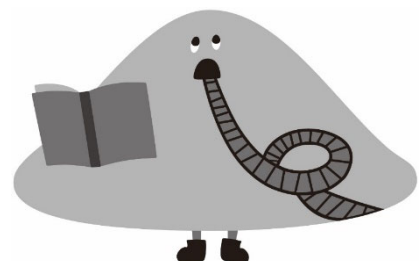
具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
＊点字出題・点字解答 ＊テキストデータでの 問題作成・出題 ＊拡大の問題冊子作成・ 解答用紙の拡大 ＊座席位置の指定 ＊時間延長 等	＊視覚補助具・タブレット 端末・PC等の持込許可 ＊資料のデータでの配付 ＊拡大資料の準備 ＊座席位置の配慮 ＊板書の撮影許可 等	＊図書館と連携し資料の テキストデータの提供 ＊休講や教室変更等、重要 な情報の伝達 (直接本人に伝える)等

※配慮の内容は、盲と弱視で異なります。

(4) ご協力いただきたいこと

- 指示語「あれ、それ、ここ等」を使わず、具体的に伝えてください。
- 授業の際、板書をしながら板書している内容を読み上げてください。
- スライドの内容は、具体的な言葉で説明してください。
- 配付資料は、テキストデータで提供してください。
- 少人数で行うゼミ形式の授業の場合、その場に誰がいるかを確認するため、全員が最初に名乗り、話す際、話者は自分の名前を名乗ってから話を始めるよう運営してください。
- 教科書の情報や使う順番を早めに情報提供してください。
※点訳、拡大等に時間が必要です。
- 重要な情報（休講や教室変更等）は、事前にメール等で本人に直接伝えてください。
- 講義室内の通路に、移動の妨げとなる鞆などを置かないように指示してください。



3. 聴覚障がい

(1) 概要

「聴覚障がい」は、音を聞き、伝える経路に何らかの障がいがあつて、話し言葉や周囲の音が聞こえなかったり、聞こえにくくなったりする状態です。障がいの種類や程度は様々で、多様な聞こえ方、聞こえにくさがあり、そのことにより困難の状況も異なってきます。

(2) 修学における困難さの例

音声が届かないということは、音声による情報を知ることができないということです。そのため、多くの人々が共有している情報をどのように補うのかを常に考え配慮する必要があります。また、音声が届かないということ以外にも様々な困難さがあることの理解が必要です。

- * 教員や学生が話している内容が把握できなかつたり、聞き間違いや聞き取れないことが生じたりする。
- * 試験や課題、予定変更など音声で伝えられる連絡事項等が理解できず、対応が取れない。
- * ゼミ、グループディスカッション等の集団での会話は、発言者の特定や内容の聞き取りが難しく、議論の参加・発言に困難が生じることが多い。
- * 場面や話し方等によって、聞こえやすいときと聞こえにくいときがあるため、障がいの状態が周囲に理解されにくく、また、本人もどのように伝えてよいかわからないことがある。
- * ちょっとした情報が耳に入らず、自分でもその情報に気付けないことがあるため、「分かつたつもり」で行動してしまつたり、状況によっては「雰囲気がわからない」などと誤解されたりすることがある。
- * 非常ベル、緊急時の学内放送等が届かない等、緊急時に情報バリアが生じる。
- * コミュニケーションの不自由さ、経験不足、それを補うための教育支援の不足から、周囲に自分の状況を伝える、関係性を築くことに苦手意識を抱く場合もある。
- * 聴覚障がいがあると日本語の習得に困難を生じることもあり、学生によっては、助詞や語の用法に不自然さがみられたり、言葉の概念を誤解していたりすることもある。
- * 多くの情報の中から要点をつかみ理解することが難しい場合には、網羅的な学習になることがある。

(3) 合理的配慮の例

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
* 注意事項の板書・文書による伝達 * 情報保障者の配置 (PCテイク、手話通訳等) * リスニング等、聴覚を用いる試験の代替措置 * 座席位置の配慮 等	* 情報保障者の配置 (PCテイク、手話通訳等) * 資料の事前配付 * 座席位置の配慮 * 視聴覚教材への字幕挿入 * リスニング等、聴覚を用いる試験の代替措置 等	* 筆談ボードの設置 * 学外実習、インターンシップ等に向けた特別指導 * 緊急時連絡体制の確保 等

(4) ご協力いただきたいこと

授業中の情報保障は、主にパソコンテイクにより行います。

- 情報保障をとおして話の内容が伝わるように、ゆっくりと丁寧に、大きな声ではっきりと話してください。
- マスクの着用は、できるだけ避けるようにしてください。
- 指示語「あれ、それ、ここ等」を使わず、具体的に伝えてください。
「(図表の) どの部分」, 「(資料の) 何ページ, 何行」等
※先生がお話されてから、PCテイクでの情報保障をとおして学生が情報を受け取るまでにタイムラグが生じます。そのため、「ここ」「そこ」等の指示語を使用した説明では理解が難しくなります。
- 字幕の無いビデオや DVD を使用するときは、3週間前までに、障がい学生修学支援ルームへお知らせください。字幕の無いビデオや DVD を授業中に PC テイクすることは非常に困難なため、授業に間に合うよう字幕挿入や文字起こしを行います。
- スライド等を使用される場合は、印刷物をご用意ください。障がいのある学生は、手元のタブレット(PC)で情報保障の内容を確認します。スライド等スクリーンに映し出された資料を確認する間、手元のタブレットで情報保障の内容を確認することが難しくなります。
- 集団での討議場面では、情報保障の伝達速度に気を配りながら、一人ずつ手を挙げ、名前を言ってから発言するように運営してください。
- 授業資料はできるだけ事前に配付し、本人が事前に内容を把握できるようにしてください。
- 本人の聞こえや環境によって、必要な支援や情報保障方法は異なりますので、支援方法は聴覚障がいがある学生本人に確認してください
(支援協力学生には確認しないでください)。

(5) 支援協力学生について(留意点とお願い)

聴覚障がいや視覚障がいのある学生への情報保障等の支援活動は、一定の研修を修了した学生(支援協力学生)が行います。支援協力学生は、障がいのある学生の修学支援のために授業に同席していますので、以下の点にご配慮をお願いします。

- * 支援協力学生は受講生ではありませんので、ペアワーク等を行う際に障がいのある学生とペアになるといったことはできません。
- * 支援のための座席確保について、適宜ご協力をお願いすることがあります。
- * 授業についての相談や配慮内容の確認は、障がいのある学生本人に確認してください。
- * 授業で配付する資料がある場合は、支援協力学生にも提供してください。
- * 講義終了後、支援実施の確認のため、「支援者出勤簿」に押印もしくはサインをお願いします。

4. 肢体不自由

(1) 概要

肢体とは「四肢」と「体幹」を表します。「四肢」は上肢（手と腕）と下肢（足と脚），「体幹」は胴体を意味します。

「肢体不自由」とは，四肢・体幹が病気や怪我等で正常な機能が損なわれ，長期的に日常生活において不自由や困難が生じている状態です。障がいの部位や程度によって個人差があります。

具体的には，障がいのあり方によって次のように分けられます。

- * 手や腕，足や脚が短かったり，なかったりする。
- * 筋肉に力が入らなかったり，力の調整ができなかったりする。
- * 自分の意思とは関係なく，筋肉に力が入ったり抜けたりする。
- * 手足の動きを上手に調節することができず，歩いたり立ったりすることが困難になる。

(2) 修学における困難さの例

多くの人が当たり前のように行っている行動でも，個々の障がいのあり方によって難しい場合があります。移動等に関するハード面のことでなく，それぞれの施設・設備の運用など，ソフト面においても困難さがあります。また，発話等のコミュニケーションに困難がある方や体温調節が困難な方もいます。

- * 持つ，食べる，操作する，ドアの開閉等の操作上の困難（主に上肢障がい）
- * 段差，斜面，地面の凹凸等の物理的バリアの存在，重たいドアや上下階への移動手段が階段のみといったバリアフリーの未整備等による移動の困難（主に下肢障がい）
- * 体温調節，呼吸管理，摂食，嚥下，喀痰等の体調・健康管理上の困難（全身性障がい）

(3) 合理的配慮の例

障がいのある部位や程度によって，支援方法は様々です。学生本人のニーズを聞くだけでなく，どのような環境であるかを十分に説明し，場合によっては支援方法を提案することも必要です。また，物理的環境を整えた後も，定期的なメンテナンスや必要に応じた見直し等，継続的に支援を検討することが必要です。

具体的な配慮内容については，障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

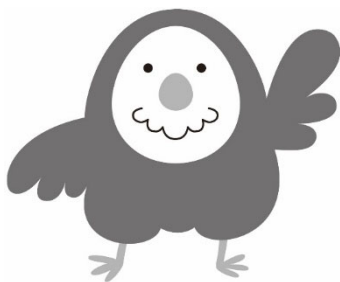
【試験】	【授業】	【その他】
* アクセスしやすい教室の割当 * 拡大解答用紙 * 時間延長 * 筆記以外（PC 等）の解答の許可 等	* アクセスしやすい教室の割当 * 車椅子利用に適した机の用意 * ノートの代筆を認める * 実験等でのTAの配置 等	* 必要に応じて物理的環境の整備 等

(4) ご協力いただきたいこと

- 移動に時間がかかる，服薬，排泄等の都合により，遅刻せざるを得ないことがあります。あらかじめ本人と相談し，必要な場合は遅刻を認めるようご配慮ください。
- 十分に筆記できないときがあります。本人と相談し，ノートの代筆，録音，板書の写真撮影等を認めてください。
- グループ実験に際して本人が操作できない場合，グループでの役割分担に配慮してください。

※この場合，実験の目的，操作手順，結果の理解と考察等を十分に理解させることにより，実験学習における本質的な達成を評価できる場合があります。

また，器具や設備を工夫して，操作しやすくすることもできるほか，TAを配置して，実験参加を援助することもできます。



5. 病弱・虚弱

(1) 概要

「病弱・虚弱」とは、慢性的な呼吸器疾患，心臓疾患，腎臓疾患，神経疾患や悪性新生物，アレルギー疾患，その他政令で定める疾患及び身体虚弱の状態が長期間にわたる，または長期間にわたる見込みのもので，医療や生活規制が必要となるものです。

(2) 修学における困難さの例

個別性が高いため一概には言えませんが，抵抗力の低下などにより，風邪等の感染症にかかりやすい場合があります。また，回復が遅く，学校生活や社会生活をおくる上で，活動が制限される場合もあります。本人が申告しない限り，健康な学生と区別がつかないことも多く，長期欠席等により周囲が気づき把握されることもあります。“困難さがわかりにくいこと”が困難さの一つであるといえるでしょう。

- * 体調不良や病院受診，発作等で定期的に授業に出席することが難しい場合がある。
- * 筆記，コンピューターの操作，実験の手技などに制約が生じることがある。
- * 運動制限のため実技によって参加できないこともある。
- * 感染症リスクや体調不良，発作等への不安がある。
- * 薬の副作用により身体的・精神的な問題が生じることがある。
- * 周囲から理解されにくく，様々な誤解を受けることがある。

(3) 合理的配慮の例

病院受診や体調不良等で授業に出席できない，また，授業中も急に具合が悪くなり退席しなければならないこともあるかもしれません。主治医等の診断書等に基づき，配慮や支援を検討する必要があります。場合により緊急時の対応方法を情報として共有しておくことも大切です。

具体的な配慮内容については，障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】	【その他】
* 試験が受けられない場合の代替措置 (代替日の設定等) * 時間延長，休息時間の確保等	* 支援機器使用の許可 * 体調不良による中途入退室の許可 * メール等での講義資料配信や課題レポート提出の許可 * 出席に代わる課題レポート等の代替案の提案 等	* 移動の時間を遅刻としない配慮 * 校内での急激な体調変化や発作等への対応に関する相談窓口の提供及び必要な情報の共有 等

(4) ご協力いただきたいこと

- 病気の学生は、自身が支援の対象であることを十分に認識していない場合があるため、困っていることや必要な配慮について、学内の相談窓口等に積極的に相談してもよいことを伝えることで、心身の過剰な負担が軽減されることがあります。
- 発表資料の作成や試験の準備の際には、余裕を持って早めに準備を始めるよう指導することで、身体への負担を和らげることができます。
- 病気を有していることは周囲からは分かりにくく、本人も公言したがないことが多いです。教職員に加え、限定した範囲の友人だけでも病気のことが伝わっていると、体調悪化時に早めに相談・依頼をしたり、回復後の学生生活での理解・協力が得やすくなります。
- 就労後に体調を維持しながら働くためにも、学生時代から病気に関する説明をしたり、必要な配慮について申し出られるように指導してください。
- 学生生活では、生活リズムが不規則になりやすかったり、一人暮らしを始めることで、家族が行っていた病気の管理が本人に任されるケースも増えるため、自己管理の重要性について再確認を行ってください。

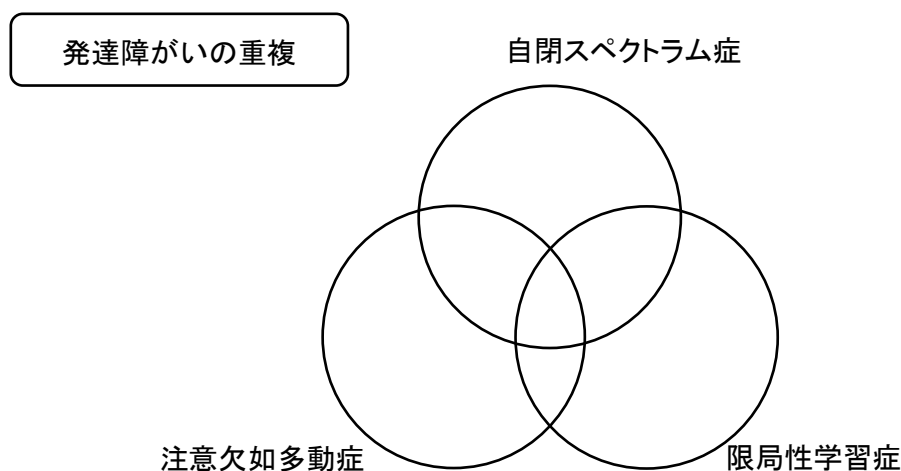
6. 発達障がい

「発達障がい」とは、何らかの要因による生まれつきの中枢神経系の障がいのため、認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の偏りを生じ、現実生活に困難をきたす障がいを言います。

身体障がいと異なり、障がいが可視化できず、障がいの有無は周囲だけでなく、本人や家族も気づきにくいという特徴があります。また、どこまでが本人の個性（性格）や能力の問題で、どこからが障がいによる特性であるのか境界が曖昧で区別がつきにくいため、どこまでどのような支援を行えばよいのか判断が難しい場合があります

発達障がいには後述する自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症がありますが、これらの障がいは同じ診断名の障がいであったとしても、個人差が大きく、また複数の発達障がい重複することもあります。また、これらの特性と環境との相互作用の中で二次障がいとして精神障がいを併発することも多く、障がいのあり方や支援、必要とされる配慮はそれぞれ異なります。

以下では、それぞれの障がいの典型例について紹介します。



自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder:ASD）

（１） ASDの概要

ASDは、対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の２つの主症状からなる発達障がいです。以前は、自閉症、アスペルガー障がい、広汎性発達障がいと呼ばれていました。対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ等から、授業・研究室活動・サークル活動等の多くの場面でトラブルを起こしてしまう場合も少なくありません。また、他の発達障がいや二次障がいとしての精神疾患を併せ有する学生もいます。

（２） 修学における困難さの例

- * 言われたことを正確に理解できず、指示どおり行動できない、指示と異なる行動をすることもある。
- * 会話の細部にこだわり、本質から外れたやりとりをする。
- * 対人関係を構築できず（構築せずに）に、同級生の集団から孤立する。
- * 休講や教室変更等予定外の出来事に対して、スムーズに行動を切り替えられない。
- * 表情や感情等の読み取りが難しく、場にそぐわない発言や周囲の気分を害する言動をすることもある。
- * 緊張や不安が高まった場合に、感情をコントロールできずに、急に退室をしてしまうこともある。

（３） 指導上の工夫

- 説明や会話をする際に、本人が使っている言葉や表現方法を用いるとやりとりがスムーズになる可能性があります。
- 会話において、伝わりにくさを感じる場合、主語述語等を省略せずに、5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使います。
- 他者の表情や感情を読み取りにくいので、教職員は思っていることや感じていることを、本人に明確に言葉に出して伝える方が理解を促せる場合もあります。
- 重要な事柄については、本人に個別に伝えます。
- 「言われていなくても理解しておくべきこと」等のいわゆる暗黙のルールやマナーを言葉や文字で明確に伝えることで、状況の理解がしやすくなることがあります。
- 学生同士でグループを組んで行なう活動については、本人の意向を確認した上で、部分的な参加や指導者が仲介する形での参加を認めると、徐々に参加できるようになることがあります。
- 興味や関心のあることに関しては、他の学生と比べて優れた能力を発揮することも多くあるため、本人の興味・関心に即した取り組み方を許容することも重要です。

注意欠如多動症（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD）

（１） ADHDの概要

注意欠如多動症（ADHD）は、不注意、多動、衝動性といった３つの主症状からなる発達障がいです。ASDやSLD、二次障がいとしての精神疾患等、複数の特徴や症状を併せ有する場合があります。

（２） 修学における困難さの例

- * 不注意なミスが多いことがある。本人も気を付けなければならないことはわかっているが、注意を受けても、自分一人で修正できないことが多くみられる。
- * 提出すべき書類等、大事なものを頻繁に忘れたり、紛失したりする。
- * 整理整頓が難しく、周囲からだらしのない学生と誤解を受けることがある。
- * 時間の感覚を持ちづらく、見通しが甘くなりがちであったり、時間管理がうまくできなかったりするため、遅刻したり、約束の時間に間に合わないことがあります。特に慣れてきた頃に、頻繁に生じることがある。
- * やる気や集中力が続かない、すぐに飽きて根気よく続けることが難しいことがある。
- * 取組むべき課題等を先延ばしにしまい、締め切りに間に合わないことや、不完全なまま提出してしまうことがある。
- * 複数の課題がある場合、重要度や進捗状況に合わせ優先順位を付けて実行することが難しいことがある。また、結果的に全ての作業が中途半端になることがある。
- * ディスカッションで、しゃべりすぎる、人の話を遮る、余計な一言を言うことがある一方、伝えたいことを整理して伝えることが難しいことがある。
- * どうすればよいかを十分に理解していても、思いどおりに行動できず同じ失敗を繰り返すため、注意・叱責される経験が多くなりがちで、自己効力感が低い学生が多く見られる。

（３） 指導上の工夫

- ADHDに起因した失敗は、本人を叱責しても改善しにくいいため、できたところまでを評価する方が、お互いよりよい関係性を長く保つことができます。
- 重要なことを伝える際には、「これから重要なことを伝えますので、よく聞いてください」と言ってから伝えるなど、学生の注意がこちらに向いていることを確認してから伝えると本人が聞いていなかったというのを防ぐことができます。
- 指示は、１回に１つずつの内容を伝えるなど、明確で簡潔な方が伝わりやすいことが多いです。
- 卒業論文等、長期間にわたる取組が必要になる場合は、タスクを細かく区切り、少しずつ進めていけるよう定期的に進捗状況を報告する機会を設けると、何もできなかったという結果になりにくく、取組みへの動機づけとなる場合があります。
- 複数のやるべきことがある場合は、先に手順を整理し、優先順位を確認しておくとうまくいく可能性が高まります。

限局性学習症（Specific Learning Disorder : SLD）

（１） S L Dの概要

全般的な知的発達に遅れはないが，読む，書く，計算する，推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態です。

例えば，同級生に比べて，読むのが遅い，漢字や英語のつづりで読み誤りや書き誤り（タイピングも含む）が多い，計算間違いが多い，数量がわかりにくい等が生じます。

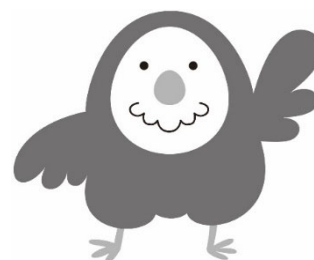
（２） 修学における困難さの例

困難が生じる種別により，それぞれに異なった困難が生じます。

（３） 指導方法の例

困難が生じる能力を補うための工夫やその指導

- * 支援技術（ソフトウェア，アプリ）の利用方法の指導
- * タイピングの練習（書くことに困難を生じる場合）
- * 読みやすくする工夫の指導（読むことに困難を生じる場合）
- * 認知機能のアセスメントを踏まえた学習方略の指導



7. 精神障がい

(1) 概要

精神疾患が原因で、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態を「精神障がい」といいます。青年期は精神疾患の好発期でもあり、修学上の支援が必要となる場合があります。精神疾患には数多くの疾患があり、疾患ごとに症状も異なり、また同じ疾患であっても症状の現れ方には個人差があります。

○統合失調症

幻覚や妄想等の陽性症状、思考の障がいや情動面の不安定さ、不安や睡眠障害、等を伴うこともある。急性期は、陽性症状が見られますが、その後の経過において、活動性が低下したり感情の表出が乏しくなったりする陰性症状が顕在化することもあります。

○気分障がい

うつ状態（意欲低下、興味や喜びの喪失、自信喪失、希死念慮、睡眠障がい、不安感、易疲労感等）が持続する。うつ状態に加えて躁状態を伴うものは双極性感情障がいと呼ばれます。

○不安障がい

強い不安、動悸、過呼吸発作、手足のしびれ、めまい、意識が遠くなる感じ等が突然出現する「パニック障がい」、対人恐怖が強く支障をきたす「対人恐怖症」、何度も確認しないと落ち着かない、こだわりが強くなる「強迫性障がい」などがあります。

(2) 修学における困難さの例

精神障がいは、行動や言動で特性が表れることもありますが、多くは目立つことがないため、症状が目に見えにくく、また、環境要因により困難さの現れ方が異なるため、個性が高いことが特徴です。

障がいに起因するトラブルが起こっても、本人や周囲が努力不足等と受け止めて“困っている人”として認識されないことがあります。また、環境との相互関係により問題が生じていることが多いため、個人の困難さをどのように解消・軽減するか判断が難しい場合があります。さらに、発達障がいと併存している場合もあり、鑑別の難しい場合があります。個別のニーズを見極めたうえで、配慮内容を検討することが必要です。

＊睡眠-覚醒リズムがずれると授業や実習への欠席や遅刻が目立つようになります。

＊情動の不安定さ、思考力、記憶力、集中力の低下を来すことがあり、物事に意欲的に取り組むことや予定どおりに課題を遂行することが難しくなることがあります。

＊ゼミ等で、人前での発言やグループワークでの作業が思うようにできない場合には、授業や実習を欠席しがちになることもあります。

＊他人との関わりが苦痛に感じる状態になり、ひきこもり気味の生活が続くと、友人、教職員、家族からも連絡が取りにくくなる場合があります。

＊抑うつ気分や気分の不安定さがあると、些細な出来事や他人の発言に過敏に反応したり被害的な捉え方をしたりしがちになることがあります。

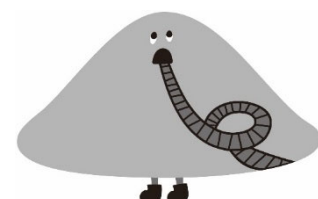
(3) 合理的配慮の例

具体的な配慮内容については、障がい学生が受講する授業の各担当教員へ通知します。

【試験】	【授業】
* 頓服薬の必要性がある場合、服薬と飲水の許可。 * 動悸・冷汗・過呼吸等の症状を呈する可能性が高い場合や周囲への影響が避けられない症状（独語、チック等）がある場合、別室受験許可 等	* 急激に精神症状（強い不安や恐怖等）が生じた場合の服薬や退室許可。 * 座席配慮（不安や聴覚過敏に対し静かな席等の確保） * 発表が難しい、または指名されると極度に緊張する場合は指名を控え、個別面談や代替課題等による評価の検討 等

(4) 指導上の工夫

- 無理のないスケジュール，難易度が高い科目は体調回復後に履修，体調や服薬の影響で午前の早い時間の授業出席が難しい場合は，履修計画の段階で工夫する等，相談には丁寧に対応します。
- 病状が悪化し不調が続く場合は，履修計画の再確認や休学を検討する局面もあります。
- 発達障がいと併せ有する場合，精神障がいに特化した治療に加えて，発達障がいの特性を考慮した環境調整と適切な関わりが求められる場合もあります。精神障がいが改善した後は，発達特性をより重視した支援内容へ移行します。



【資料編】

国立大学法人大阪教育大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

（目的）

第1条 この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するため必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この対応要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する「障害者」、即ち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- （2）社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障がい者を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項に規定する正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益及び本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項に規定する過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・

客観的に検討を行い判断するものとする。教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(1)教育及び研究，その他本学が行う活動全般への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

(2)実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）

(3)費用・負担の程度

(4)本学の規模，財政・財務状況

（障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障がいを理由とする差別の解消の推進（以下「障がい者差別解消の推進」という。）に関する体制は、次に掲げるとおりとする。

(1)最高管理責任者 学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進，必要な人材の配置，障がい者に対する受入れ姿勢・方針の明示，情報アクセシビリティの向上等）に関し，本学全体を統括し，総括監督責任者及び監督責任者が適切に障がい者差別解消を推進できるようリーダーシップを発揮するとともに，最終責任を負うものとする。

(2)総括監督責任者 理事をもって充て，最高管理責任者を補佐し，教職員に対する研修・啓発の実施等，本学全体における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに，必要な措置を講ずるものとする。

(3)監督責任者 初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長，教育学研究科主任，連合教職実践研究科主任，附属学校統括機構長，各センター長及び事務局長並びに監査室長をもって充て，当該組織における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに，必要な措置を講ずるものとする。

(4)監督者 系主任並びに部門主任，附属学校園長（高等学校にあつては校舎主任を含む）及び各課室長をもって充て，監督責任者を補佐するとともに，次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第5条 監督者は，障がい者差別解消の推進のため，次に掲げる事項に注意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し，また障がい者に対して合理的配慮の提供が行われるよう努めなければならない。

(1)日常の業務を通じた指導等により，障がいを理由とする差別の解消に関し，監督する教職員の注意を喚起し，障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること

(2)障がい者から不当な差別的取扱い，合理的配慮の不提供に対する相談，苦情の申し出等があった場合は，迅速に状況を確認すること

(3)合理的配慮の必要性が確認された場合，監督する教職員に対して，合理的配慮の提供を適切に行うよう指導し，結果を確認すること

2 監督者は，障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には，監督責任者に報告するとともに，その指示に従い，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は，その事務又は事業を行うに当たり，障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は，前項に当たり，別記に定める留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項に規定する意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項に規定する合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（相談体制）

第8条 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談には学生窓口・附属学校園事務室・指導教員・担任教員・各部局窓口等の教職員が監督者及び監督責任者と連携を取りつつ対応する。なお、教職員が的確に合理的配慮を実施するための相談窓口は、次に掲げるとおりとする。

- （1）カウンセリングルーム
- （2）障がい学生修学支援ルーム
- （3）保健センター
- （4）附属学校園特別支援教育コーディネーター
- （5）総務課

- 2 前項の他、障がい者支援のため、学長は学内に障がい者その他関係者を助言者としておく。

（紛争の防止のための体制）

第9条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止を図るための委員会等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）修学支援センター
- （2）附属学校園障がい児童等支援委員会
- （3）その他総括監督責任者が必要と認める組織

- 2 附属学校園障がい児童等支援委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（合理的配慮検討委員会の設置）

第10条 本学における合理的配慮の提供について協議するため、必要に応じて合理的配慮検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することができる。

（組織）

第11条 検討委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）理事 1人
- （2）副学長（当該担当）
- （3）学長補佐（当該担当）

- (4)事務局長
- (5)保健センター担当教員
- (6)修学支援センター運営委員会委員
- (7)障がい学生修学支援ルームコーディネーター
- (8)総務部長
- (9)学務部長
- (10)学術部長
- (11)当該部局監督責任者及び監督者
- (12)その他、検討委員会委員長が必要と認めた者

- 2 検討委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、議長となる。
- 4 検討委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 検討委員会の事務は、当該組織事務担当課が処理する。
- 6 総務課は検討委員会の記録を管理し、学長に報告する。

(紛争の解決のための体制)

第12条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の解決を図るための委員会は、次に掲げるとおりとする。

(1)人権委員会

(2)学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第13条 本学は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次に掲げる研修・啓発を行うものとする。

(1)新たに教職員となった者に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修

(2)新たに監督者となった教職員に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修

(3)その他教職員に対し、障がい特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第14条 教職員が、障がい者に対して不当な差別的取扱いを行い、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等により、職員就業規則第47条第2号に規定する業務上の義務に違反し、又はこれを怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この対応要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この対応要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この対応要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この対応要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この対応要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記 「国立大学法人大阪教育大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領留意事項」

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に規定する留意事項は、次に掲げるとおりとする。

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項に規定する不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次に掲げるとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、それ以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- （1）障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- （2）障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
- （3）障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
- （4）障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
- （5）障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- （6）障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- （7）障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- （8）障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- （9）障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- （10）手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- （11）試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

- （1）合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認すること。
- （2）附属特別支援学校において、在籍する児童生徒のため、特別の教育課程を編成すること。

2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第

4 項に規定するとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものである。また、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。その具体例は、次に掲げるとおりである。なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、それ以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮）

- （１）車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助を行う。又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- （２）図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- （３）移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- （４）書架の高い所に置かれた図書や雑誌等を取って渡したり、図書や雑誌等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- （５）障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- （６）移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- （７）易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- （８）移動に困難のある学生等を入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する学生等の希望に応じて、決められた車椅子用以外の席も使用できるようにすること。
- （９）日常的に医療的ケアを要する学生等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- （１０）災害時の警報音等が聞こえにくい学生等に対し、教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備等を用意したりすること。

（意思疎通の配慮）

- （１）授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- （２）ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- （３）シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- （４）聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- （５）授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換し

たりする時間を与えること。

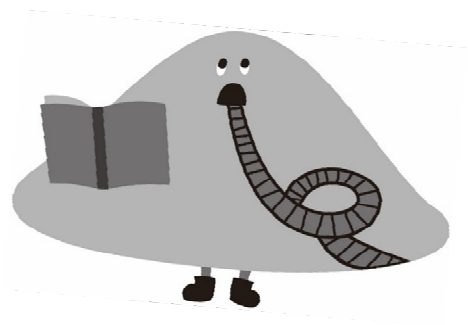
- (6) 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- (7) 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- (8) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- (9) 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- (10) 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- (11) 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。
- (12) 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある学生等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある学生等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- (1) 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- (2) 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- (3) 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- (4) 行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- (5) 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- (6) 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- (7) 教育実習等の学外実習において、実習先機関の見学等を含む事前打合せを行うことや、機関等に関する資料を特別に提供すること。
- (8) 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- (9) 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- (10) IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- (11) 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- (12) 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- (13) 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- (14) 障がいに起因して体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。

- (15) 教室内で、教員や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- (16) 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- (17) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- (18) 障がいに起因する治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- (19) 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- (20) 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- (21) 肢体不自由のある学生等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- (22) 慢性的な病気等のために他の学生等と同じように運動ができない学生等に対し、運動量の軽減をしたり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。





【障がい学生修学支援ルーム】

◆柏原キャンパス（C 6 棟 2 階）

開室時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
TEL 0 7 2 - 9 7 8 - 3 4 7 9
E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆天王寺キャンパス（中央館 2 階 204 号室）

開室時間 1 3 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0
TEL 0 6 - 6 7 7 5 - 6 6 5 7
E-mail sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp